

つちうら 市議会だよりの



Vol.215

平成27年2月17日発行

**議会改革推進に関する調査特別委員会
議会基本条例上程!全会一致で可決!!**



△議会改革推進に関する調査特別委員会から議長に報告書を提出
(左から)鈴木一彦委員・福田一夫委員・柴原伊一郎委員・井坂正典委員長・内田卓男議長
柏村忠志委員・篠塚昌毅副委員長・荒井武委員・川原場明朗委員

目次

《特集》

議員自ら襟を正す!

「議会基本条例」制定

◆議会基本条例全文	最終頁
●平成26年第4回定例会	8
●請願・陳情の結果	2
●一般質問	4
古沢喜幸議員、竹内 裕議員、 柏村忠志議員、久松 猛議員	5
平石勝司議員、川原場明朗議員、 篠塚昌毅議員、白戸優子議員	6
井坂正典議員、荒井 武議員、 吉田千鶴子議員、松本茂男議員	7
●議会改革推進に関する調査特別委員会の歩み	11
●常任委員会行政視察	11

平成26年 第4回 定例会のあらまし

平成26年第4回定例会は、12月2日から16日までの15日間の会期で開かれました。

土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正についてなど、市長から提出された議案35件などについて審議し、全議案が原案どおり可決されました。そのほか、市民の皆さまから提出された請願・陳情の採否を議決しました。

また、8日、9日、10日の3日間、12人の議員が一般質問を行いました。

その他、議会の担うべき役割を果たし、市民の負託に応えるための決意として「土浦市議会基本条例」が制定され、平成27年5月1日(一部平成27年11月1日)から施行されます。

<第4回> 定例会で 決まったこと

全議案原案可決!

平成26年第4回定例会が、12月2日から16日に開催されました。

今回可決された議案のうち、平成26年度一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ23億73万4千円を追加するもので、主な内容として、歳入は、市債において土浦協同病院移転新築工事業に対する財政支援のための財源に、合併特例債を活用するものです。

歳出は、新庁舎整備事業において新たに判明した支障物に対応するための追加工事や、土浦協同病院の移転新築工事の一部補助、障害者自立支援給付費や自治振興金融保証料の不足分の増額、土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備事

ポイント

今定例会は、土浦協同病院移転新築工事に対し、約15億円の財政支援をする議案が提出され、総務委員会で慎重に審査されました。

また、議会改革推進に関する調査特別委員会（井坂正典委員長）が3年半を費やし調査検討を行ってきた「議会基本条例」が十分に上程され審議されました。

業費などを計上するものです。

条例の改正については、土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正をはじめ、土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正など11件が提出されました。

そのほか、土浦市老人福祉センター「つわぶき」ほか5施設の指定管理者の指定、新庁舎用の什器購入、市道の路線の認定、土浦市国民健康保険特別会計補正予算や土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算などの特別会計の補正予算、土浦市水道事業会計補正予算などについても原案どおり可決されました。

最終日には、議員から提出された**土浦市議会基本条例が可決、制定（8～10頁）**されました。

決算特別委員会 からの報告

【決算審査とは】

市長及び公営企業管理者から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算書等が正確であるか、予算の執行または各事業の経営等が適正かつ効果的に行われているかなどを審査するものです。前回の定例会において決算特別委員会（柳澤明委員長）が設置され、総務・文教厚生・環境経済・都市建設委員会から選出された委員により9回にわたり開催され、審査の結果、賛成多数で認定されました。

なお、委員会の審査を通じ、今後の市政運営上留意すべき事項として、各委員から出された意見は次のとおりです。

◆一般会計歳入◆

商業近代化事業補助金返還については、平成24年度決算特別委員会において、対象4商店会の返済状況についての指摘があり、その処理状況については「戸別訪問の回数を増やすなど、粘り強く働きかけてまいります」と記されているが、平成25年度返済額が0円である。事件直後に全額返済を済ませ、さらには刑事事件の嫌疑をかけられ、社会的制裁を受けた2商店会との整合性を図る必要があるのではないか。

◆一般会計歳出◆

○保育士の非正規職員が正規職員に対して非常に多い。今後、より質の高い保育の実施を目指して、正規職員の増員を図ること。

○がん検診の受診率向上について、普及啓発やPR方法の見直しを含めて、受診率の高い自治体の取り組みを参考に検討すること。

○最終処分場の残余年数が10年程度となっている。将来の最終処分の方について、今後の検討に着手すること。

○道路改良について、未着手の要望のストックが約70件、

また、1年間に出来る要望が約20件あり、事業完了まで5年以上かかっている路線もあることから、早期に要望に応えられるよう予算の増額を検討すること。

○乙戸沼公園ジョギングコースは駐車場の一部が周回コースになっているが、表示がないために分かりづらくなっている。誘導看板の設置等の改善をすること。

◆特別会計◆

○駅東駐車場の利用率が0.25回転と非常に低い。運営のあり方を検討すること。

○国保税は低所得者に対して税額軽減措置が取られているが、未申告により軽減されないケースがあり、税の滞納につながっている。軽減措置があることを周知し、未申告対策を強化すること。

◆決算特別委員会◆

委員長 柳澤 明
副委員長 海老原 一郎
委員 平石 勝司

委員 白戸 優子
委員 藤川 富雄
委員 井坂 正典
委員 川原場 明朗
委員 久松 猛

議案等議決結果

平成26年第4回土浦市議会定例会

議案番号等	件 名	上程年月日	議決年月日	結 果
	会期の件	26. 12. 2	26. 12. 2	原案可決
	議会改革推進に関する調査特別委員会調査報告について	26. 12. 2	26. 12. 2	報 告
	議会運営委員会委員の選任について	26. 12. 10	26. 12. 10	選 任
報告第35号	専決処分の承認について（平成26年度土浦市一般会計補正予算(第5回)）	26. 12. 2	26. 12. 2	承 認
報告第36号	専決処分の承認について（平成26年度土浦市一般会計補正予算(第6回)）	26. 12. 2	26. 12. 2	承 認
報告第37号	専決処分の報告について（和解について）	26. 12. 2	26. 12. 2	報 告
報告第38号	専決処分の報告について（和解について）	26. 12. 2	26. 12. 2	報 告
報告第39号	専決処分の報告について（和解について）	26. 12. 2	26. 12. 2	報 告
報告第40号	専決処分の報告について（和解について）	26. 12. 2	26. 12. 2	報 告
議案第118号	土浦市行政組織条例及び土浦市公告式条例の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第119号	土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第120号	土浦市国民健康保険条例の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第121号	土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第122号	土浦市営住宅条例の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第123号	土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第124号	土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第125号	土浦市障害児就学指導委員会条例の一部改正について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第126号	土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第127号	土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第128号	土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第129号	平成26年度土浦市一般会計補正予算(第7回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第130号	平成26年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第131号	平成26年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第132号	平成26年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第133号	平成26年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第2回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第134号	平成26年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第135号	平成26年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第136号	平成26年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第137号	土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第138号	土浦市老人デイサービスセンター「つわぶき」の指定管理者の指定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第139号	土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第140号	土浦市レストハウス「水郷」の指定管理者の指定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第141号	土浦まちかど蔵の指定管理者の指定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第142号	土浦市小町の館の指定管理者の指定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第143号	財産の取得について(新庁舎ネットワーク機器購入)	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第144号	財産の取得について(新庁舎用什器購入その1(事務機及び間接照明システム))	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第145号	財産の取得について(新庁舎用什器購入その2(収納・ラック・カウンター))	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第146号	財産の取得について(新庁舎用什器購入その3(事務用椅子・応接セット・会議用什器・パーティション等))	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第147号	市道の路線の認定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第148号	市道の路線の変更について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第149号	市道の路線の廃止について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第150号	町の区域の変更について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第151号	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議案第152号	土浦市及びつくば市住民の公共下水道の相互利用について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
議員提出議案第8号	土浦市議会基本条例の制定について	26. 12. 2	26. 12. 16	原案可決
認定第1号	平成25年度土浦市歳入歳出決算の認定について	26. 9. 17	26. 12. 16	認 定
認定第2号	平成25年度土浦市水道事業会計決算の認定について	26. 9. 17	26. 12. 16	認 定
	土浦協同病院移転対策調査特別委員会委員の選任について	26. 12. 16	26. 12. 16	選 任
	閉会中の事務調査について	26. 12. 16	26. 12. 16	原案可決

各議員の議案に対する賛否の状況

議 席 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	賛	反	採決結果
議 員 名	平石 勝司	白戸 優子	吉田千鶴子	荒井 武	福田 一夫	古沢 喜幸	久松 猛	鈴木 一彦	入江勇起夫	篠塚 昌毅	藤川 富雄	柴原伊 一郎	井坂 正典	海老原 一郎	柳澤 明	矢口 清	吉田 博史	寺内 充	柏村 忠志	中川 敬一	川原場明朗	竹内 裕	内田 卓男	矢口 迪夫	折本 明	沼田 義雄	松本 茂男	賛 成	反 対	
議案第139号 土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	×	—	○	○	○	○	20	6	可決
認定第1号 平成25年度土浦市歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	24	2	認定
認定第2号 平成25年度土浦市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	24	2	認定

賛成・・・○ 反対・・・×

※賛否が分かれた案件のみ掲載。

※議長(内田卓男議員)は採決に加わらない。

請願・陳情 の結果

継続審査

となった
請願・陳情

2 件

不採択

となった
請願・陳情

3 件

採 択

された
請願・陳情

なし

請 願 ・ 陳 情 議 決 結 果

受理番号等	件 名	上程年月日	議決年月日	結 果
受理番号 3	労働者保護ルール改悪反対を求める請願書	26. 3. 4	26. 12. 16	継続審査
受理番号 9	新治運動公園野球場の使用についての陳情	26. 6. 3	26. 12. 16	不 採 択
受理番号18	アジアと日本の平和と繁栄を目指す「リニア・日韓海底トンネル」の建設を求める意見書の提出に関する請願書	26. 12. 2	26. 12. 16	不 採 択
受理番号19	緊急の過剰米処理を求める請願	26. 12. 2	26. 12. 16	継続審査
受理番号20	市議会運営の問題点についての陳情書	26. 12. 2	26. 12. 16	不 採 択

不採択となった 請願・陳情について の委員長報告

受理番号9『新治運動公園野球場の使用についての陳情』

【陳情内容】

中学生以下の硬式野球チームが、練習や大会開催などで使用できるような設備にしてほしい。

【文教厚生委員長報告】

硬式野球で使用する場合の安全対策には多大な費用が掛かり、現在の施設を改修することは難しいとの意見が多数を占め、採決の結果、不採択とすることに決しました。

なお、将来的には子どもたちのために、硬式野球ができる環境づくりが必要ではないかとの意見があったことを申し添えます。

受理番号18『アジアと日本の平和と繁栄を目指す「リニア・日韓海底トンネル」の建設を求める意見書の提出に関する請願書』

【請願内容】

アジアと日本の平和と繁栄を目指す「リニア・日韓海底トンネル」の建設を求める意見書を国会及び関係行政庁に市議会から提出してほしい。

【総務委員長報告】

本請願については採択すべきとの意見が出されましたが、海底トンネルの建設を進める前に、日韓両国間の様々な課題を解決することが最優先であるという意見や、羽田空港や成田空港の国際線発着便数を増やしていることから、アジアは元より、諸外国が身近になっている中で、莫大な費用が伴う海底トンネル建設は

理になっていないという意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

受理番号20『市議会運営の問題点についての陳情書』

【陳情内容】

①総務委員会の採決方法及び議会運営委員会の追認議決が誤りであることを認めること。
②市議会だよりの採決処理が誤っていたことを表明し、市民に報告すること。③議会内における官僚主義的風潮を改め、民主的な運営に立ち、住民の利便に応えること。

【議会運営委員長報告】

本陳情の主旨である、総務委員会での採決方法については、議会のルールに則ったものであり、委員からは問題はないとの意見が出され、陳情内容に対する賛意は見い出せず、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

一 般 質 問

(5～7頁)

一般質問とは、市政全般について、市長などの執行部の考え、方針などを質問することです。
複数の質問を行った議員もいますが、紙面の都合上、一つ取り上げて要旨を掲載しています。

請願・陳情の受付

請願・陳情は常時受け付けていますが、定例会で取り扱うものは、定例会招集日の4日前までに提出されたものに限ります。詳細は、議会ホームページをご覧ください。

質問

古沢 喜幸
議員

保育所及び児童クラブの土・日祝・日祭日の開所について、ニーズ（要望）の把握や対応はどのようにしているのか伺いたい。

健康・福祉
教育・福祉

放課後児童クラブの土・日祝日の開所について希望調査は行っていないが、児童福祉法の改正により、来年度から対象児童拡大に向け、部屋の増設や指導員の確保など運営体制の整備を進めているところで、整備後、利用児童の保護者にアンケートを

質問

柏村 忠志
議員

学校給食に「米粉パン」を導入すべきと考えるが、そのための効果的、効果的な総合的対策を伺いたい。

教育・福祉
健康・福祉

本市における米粉パンに対する取り組みは、平成15年度に県の補助金を活用した小学校での試食、平成18年度、19年度には「いばらきを食べよう学校給食推進事業協議会」において米粉パンの試作を行い、各年度1回ずつ提供した経緯があるが、現在購入しているコッペパンが37円52銭に

質問

竹内 裕
議員

土浦駅前にできる、新・市立図書館の管理、運営をどのように進めていくのか伺いたい。

市長

新図書館については、今年度実施設計を進めており、管理運営については、業務内容の精査、駅前図書館として求められる役割、指定管理を含む各運営方式の比較などの調査・検討を行い、その結果、業務委託方式が進めることとなった。市が直接管理運営にあたる業務と、

質問

久松 猛
議員

AED設置以降の活用状況及び管理と更新がどのようになされているのか伺いたい。

消防長

AEDは市内の公共施設に108台設置されている（民間施設は203台）。活用状況は、平成19年に市民が初めて使用してから26年10月までに14回使用している。また、市内の各消防署では、スポーツ大会や各種行事などに貸し出しを行い、平成24年から毎年20件

対し、米粉パンは51円20銭と約14円高いことから、導入には至っていない。したがって、経費面等での工夫が必要であることから、米粉パンの導入については、土浦市立学校給食センター運営審議会において審議いただき、その後、年に数回程度の提供を行い、児童・生徒にアンケート等を行ったうえで、本格的導入に向け検討したい。

また、土浦産の米を使う場合、市が独自に製粉機を購入し製粉するか、製粉業者に委託して米粉を確保し、パン製造業者に米粉パンの製造を依頼することになるが、価格面や加工技術の面など検討すべき課題が多いことから、調査・研究する必要があると考える。

前後の貸し出しを行っている。

管理状況については、当初消防本部で一括購入し、消耗品は施設ごとに購入をお願いしていたが、消耗品等の使用期限があることから、設置施設へ点検履行の通知や呼びかけ、消防職員が施設へ出向き指導を行うなど、適正な管理に努めている。

更新については、使用期間が8年であることから順次更新を進めており、既に33台は更新完了、平成27年度に28台、28年度に24台、29年度に23台の更新を計画している。

平成25年度からの更新については、パッド、バッテリー等の保守管理を含めた5年リースに順次切り替えている。



平石 勝司
議員

質問

冬に入り、本市においても「ウィンターフェスティバル」や「水郷桜イルミネーション」などのイルミネーション事業が展開されているが、今後の取り組みについて伺いたい。

産業界

土浦駅前を中心に展開している「ウィンターフェスティバル」は、本年度22回目となるが、土浦駅東西口周辺をきらびやかなイルミネーションで装飾し、まちなかの賑わいづくりによる商業振興を目的に取り

組んでいるものである。

「水郷桜イルミネーション」はイルミネーションそのものを目玉として人を集める、観光振興型のイルミネーションで、本年が3回目の実施となる。

議員からお話ががあった中央二丁目の銀杏の木のリフトアップは、商店会や個人の方が独自にイルミネーション装飾に取り組んでいただいているもので、市としては、このような自主的な取り組みが広がることを期待したい。

来年9月には市庁舎開庁記念事業として、市庁舎やうらら広場に整備中の大屋根にイルミネーション装飾を行うなどし、土浦駅周辺地区の賑わいづくりと魅力の向上を図りたい。



川原場 明朗
議員

質問

新土浦協同病院への交通体系について、土浦市独自のバスの運行ができないか、また、周辺道路の整備について伺いたい。

都市整備部長

おおつ野地区では、2路線1日11便のバスが運行されているが、新協同病院の開院に伴い、各交通事業者から協同病院への乗り入れや便数の増加について検討している。伺っており、市としても、バスの拡充について交通事業者に働きかけたい。

周辺道路のうち、市道菅谷52号線、

市道I級20号線（沖宿地内）については、境界確定の同意や、土地所有者の同意が得られないなどの理由で整備に至っていない状況である。

当該路線の整備は、当地域の安心安全な交通環境の構築のため必要であることから、地域の方々と整備に向けた努力をしてまいりたい。

また、新協同病院の開院後に増加が予想される、周辺地区における通過車両に対する小中学生の登下校時の安全確保については、学校や地元住民、土浦警察署などと安全点検を実施し、道路の危険箇所の改善に努めたい。



篠塚 昌毅
議員

質問

平成27年3月に開業する常磐線上野から東京間の乗入れ本数の増加促進について、今後どのような対応を検討しているのか伺いたい。

市長

3月14日に東京駅乗り入れとなる「上野東京ライン」が開業の運びとなったが、運行計画の概要は、朝の通勤時間帯の乗り入れ本数が5本ながら、取手以南運転の快速上り電車のみ、特急については、データタイムのすべての列車及び夕夜間帯の一部

列車を品川駅発着にするとしながらも、中距離電車の乗り入れに関しては、データタイムの一部列車に限定され、非常に残念としか言いようがない。

この結果を受け、今後は1本でも多く乗り入れ本数が確保されるよう、「茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会」、「茨城県常磐線整備促進期成同盟会」、「常磐線東京駅・横浜駅乗り入れ推進協議会」と連携し、より一層JRへ強く要望するとともに、花火大会をはじめとするイベントの強化や、観光客の誘致、さらには「まちなか定住促進事業」を進めつつ、減少傾向にある常磐線利用者数に歯止めをかけ、常磐線の利用促進に努めていきたい。



白戸 優子
議員

質問

温暖化による、衛生環境（外来生物や植物繁茂）の変化、それに対する市の対応について伺いたい。

民生部長

温暖化の影響のリスクの一つとして、健康への懸念が指摘されている。その一つの事例として、今年8月に、ヒトスジシマ蚊を媒体としたデング熱の患者が発生したことが挙げられる。今回は、ウイルスに感染した者が帰国した際に再度刺され、その蚊を媒体として連鎖反応的に拡大したも

のとされており、温暖化による生息域の拡大と直接結びつくものではなかったが、不安を抱かせる報道であった。なお、デング熱の駆除・消毒については、国立感染症研究所から対応・対策の手引きが出されており、これに基づき対応したい。

また、植物繁茂については、オオキケンギクが茨城県内全域に繁茂している状況で、本市は昨年6月に環境省へ防除実施計画を提出しており、調整池や市道等に繁茂している場合は、その都度管理者が駆除を行っている。いずれにしても、その自治体が駆除等対策を講じなければならぬことから、情報収集に努め、対応を図りたい。

質問

住宅リフォーム費用助成事業の経過と実績について伺いたい。

建設部長

当事業の助成金額は、税込10万円以上の工事を対象とし、対象工事費に10分の1を乗じた金額で、10万円を限度額としている。

その経過であるが、事前に市の広報紙とホームページにより申請内容の周知を行い、5月1日より受付を開始、8月中旬より市のホームページに助成金の予算残額と、今後申請できる目安

井坂 正典
議員

の件数の掲載を行い、9月25日に申請総額が予算額1千600万円に達したことから、受付終了となった。

実績は、申請件数196件、助成金額の平均は1件あたり約8万2千円となった。また、この申請に係るリフォーム工事の総額は約2億7千110万円に上り、当事業により、市の経済にも波及効果があったものと考えている。

リフォームの内容は、屋根や外壁の塗装、バリアフリー化や各設備の更新など、全般にわたっている。

当事業は大変好評を得ていることから、来年度においても国の社会資本整備総合交付金を活用して、当事業を実施したいと考えている。

の件数の掲載を行い、9月25日に申請総額が予算額1千600万円に達したことから、受付終了となった。

実績は、申請件数196件、助成金額の平均は1件あたり約8万2千円となった。また、この申請に係るリフォーム工事の総額は約2億7千110万円に上り、当事業により、市の経済にも波及効果があったものと考えている。

荒井 武
議員

質問

土浦市かわまちづくり計画の中のカヌー、レガッタを活用した町おこしについて伺いたい。

整備部長
都備部

水郷土浦・筑波レガッタについては、主催者である筑波大

学の学生から「会場を霞ヶ浦から桜川に移し、地域の触れ合いの場となるようなレクリエーションボート大会として開催したい。」との話があったことから、桜川で開催し、河川敷においてバーベキューを行うなど、地域住民と

学生との交流の場となり、新たな桜川の魅力を生み出したものと感じている。

本市としても、参加者のみならず、観戦する人への配慮も必要と認識しており、その支援のため、かわまちづくり計画に位置付けている遊歩道や坂路、階段の手すり、トイレ、ベンチの整備を進め、桜川にアクセスしやすく、長く滞在できる空間にしたいと考えている。

また、桜川左岸、生田町と田中三丁目境付近にカヌー等船着き場を計画しているほか、隣接して駐車場も整備するなど、車でも気軽に訪れる環境を整え、本市の水辺に新たな魅力を創造し、賑わいにつなげていきたい。

質問

防災無線の使用拡充や地域限定での使用できる体制を検討すべきと思うが、市の考えを伺いたい。

総務部長

防災無線の使用拡充について

は、日頃からお知らせ的な情報を放送すると、緊急時の伝達効果が薄れることが考えられることから、従来どおり、土浦市防災行政無線運用マニュアルに基づき、災害その他、緊急を要する事態や発生が予想される内容、人命に関わる事として、警察など

吉田 千鶴子
議員

の公的機関の要請による、行方不明者に関する情報の提供の呼びかけなどを放送することとしている。

また、地域限定で利用できる体制については、本市の防災行政無線の屋外子局215局それぞれにマイクがついていることから、単独での運用は可能となっている。これについては、地区長会などからも意見をもらい、防災行政無線本来の使用目的である、緊急時の伝達効果が損なわれない範囲で活用することを前提に進めたい。

なお、活用にあたっては、その方法をはじめ、放送に対して責任をもってもらうなど、一定のルール作りは必要不可欠と考える。

松本 茂男
議員

質問

土浦全国花火競技大会の経済効果について伺いたい。

産業部長

観光による経済効果は、観光客

がその地を訪れることで様々な分野で消費が生まれ、直接観光に係のない産業に波及する連鎖を分析し、直接的な消費額と様々な波及効果で生じた消費額を計量的に積み上げたものを、経済波及効果として算出する。

今大会終了後に実施したアンケート調査結果のデータを基に、花火大会が

もたらす経済波及効果を試算した結果、あくまで参考値ではあるが、茨城県内全体で約63億円、市内では約11億4千万円との結果となった。他の花火大会で公表されている経済波及効果の例では、秋田県「大曲の花火」が90億3千万円、長野県「諏訪湖上花火大会」が66億円とのことである。

いずれにしても、土浦全国花火競技大会は県内最大級のイベントであり、大会開催により、本市のみならず県内に大きな経済効果があることは間違いないものと考えている。

今後も工夫を重ね、多くの観客にお出でいただき、楽しんでいただくことで本市の活性化につなげていきたい。

条例の全文を
掲載しました



土浦市イメージキャラクター
つちまる

土浦市議会 基本条例（全文）

目次

前文	
第1章 総則	
第2章 議会の活動原則	
第3章 議員の活動原則	
第4章 市民と議会の関係	
第5章 議会と市長等との関係	
第6章 議会機能の充実強化	
第7章 議会事務局等	
第8章 議員の身分及び待遇	
第9章 補則	

地方分権の進展により、これまで議会の関与が制限されていた機関連任事務が廃止され、大幅な権限委譲が行われた。

これにより、議会の権限と責務が飛躍的に増大するなど、本

格的な地域主権時代を迎え、地方議会を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

土浦市議会（以下「議会」という。）は、土浦市民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関であり、日本国憲法に定める二元代表制の下、同じく選挙で選ばれた独任制の市長と、それぞれ異なる特性を活かしながら議論を深め協力し合うことはもとより、市政運営の基本的な方針を議決する意思決定機関としての役割を担っている。

このため、議会は、公正性、透明性及び信頼性を確保し、分かりやすい議会運営を行うことで開かれた議会づくりに努めるとともに、日頃の市民生活の中にある新たな行政課題を的確に把握し、自由闊達な討議により積極的な政策立案・政策提言に努め、もって地方自治の本旨の実現を目指すなければならない。よって、議会の担うべき役割や責務を果たすとともに、市民からの負託に応えるため不断の改革を続けることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新しい地方自治の時代において、二元代表制の下、市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、意思決定機関である議会がその機能を発揮し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

（条例の理念）

第2条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、議会規則及び議会規程（第4条において「条例等」という。）を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させ、その実践に努めなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に在住、在勤又は在学をする個人及び市内で活動する法人その他の団体という。
- （2）市長等 市長その他の執

行機関をいう。

- （3）委員会 土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号）に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1）市政における意思決定機関であることから、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。
- （2）市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- （3）議決責任を深く認識し、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たすこと。
- （4）市民に分かりやすく、傍聴及び視聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- （5）市長等の市政運営状況を監視し、及び評価する機能を果たすこと。
- （6）言論の府であることを認

識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めること。

- （7）条例等については、不断に見直しを行うこと。

（定例会の回数、会期等）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年4回とする。

2 定例会の会期及び運営等については、土浦市議会会議規則（昭和42年土浦市議会規則第1号）の定めるところによる。

（委員会）

第6条 委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を活かし、その機能を発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会での審査に当たっては、委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。

3 委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

4 委員会での審査経過と審査

結果は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の設置等については、土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号）の定めるところによる。

（危機管理）

第7条 議会は、災害等の不測の事態が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対し速やかに必要な要請を行うものとする。

第3章 議員の活動原則

（議員の活動原則）

第8条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1）議会が言論の府であることと及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

（2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究

活動をすること。

（3）市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の代表として、ふさわしい活動をすること。

（4）特定の地域、団体及び個人の事案解決だけでなく、市民全体の代表として、その福祉の向上を目指して活動すること。

（5）議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

（会派）

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策の立案及び提言を行うための調査研究等を積極的に行うよう努めなければならない。

4 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、必要に応じ他の会派と合意形成に努めるものとする。

（議員の政治倫理）

第10条 議員は、市民全体の代表者として、その負託に応える

ため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位をもって行動しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理については、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例（平成10年土浦市条例第26号）の定めるところによる。

第4章 市民と議会の関係

（市民参加）

第11条 議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、公聴会制度及び参事人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会報等の多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

（会議等の公開）

第12条 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会について

は原則として公開するものとし、その他の会議についても公開に努めるものとする。

2 議会は、議員研修会等についても必要に応じて公開するものとする。

（議会報告会）

第13条 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行う。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

第5章 議会と市長等との関係

（市長等との関係）

第14条 議会は、二元代表制の下、その役割を果たすため、市長等との健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式で行うほか、市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会

への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

（議員の文書による質問等）

第15条 議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 前項に規定する文書による質問及び回答の内容については、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

3 議会は、市長等との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請に係る内容及び対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等を求めるものとする。

4 前項の規定により作成を求めた文書が市長等により作成された場合において、当該文書の公開手続きについては、これを保有する市長等に適用される定めによる。

（市長の提案説明）

第16条 議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求める

ものとする。

(1) 政策等の提案に至った背景

(2) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(3) 総合計画との整合性

(4) 関係法令及び条例等

(5) 市民参画の実施の有無とその内容

(6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めるものとする。

第6章 議会機能の充実強化

(議員相互の自由討議による合意形成)

第17条 議会は、合議制の機関であることを認識し、本会議、委員会等において議案等の審議又は審査をするに当たっては、合意形成に向けた自由討議を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努め、意思決定するものとする。

(議決事件の追加)

第18条 議会は、議事機関とし

ての機能強化のため、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件(次項において「追加議決事件」という。)の追加について積極的に検討するものとする。

2 追加議決事件については、市議会の議決すべき事件に関する条例(昭和26年土浦市条例第108号)で定める。

(政策討論会)

第19条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題への認識を共有し、議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行い、政策提言に努めるものとする。

(議員研修)

第20条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案(以下「政策形成・立案」という。)の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

第7章 議会事務局等

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、政策形成・立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能および法務機能の充実強化を図るため、専門的能力の養成に努めるものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査・研究及び政策形成・立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実にも努めるとともに、適正に管理し、及び運営するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会図書室に関し必要な事項については、土浦市議会図書室規程(平成14年土浦市議会規程第1号)の定めるところによる。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第23条 次項及び第3項に定めるもののほか、議員の定数(以下この条において「議員定数」という。)については、土浦市議会議員の定数を定める条例(平成13年土浦市条例第27号)の定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、

市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし、検討するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、法第74条第1項の規定に基づく直接請求(次条において「直接請求」という。)による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬等)

第24条 次項及び第4項に定めるもののほか、議員報酬については、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年土浦市条例第14号)の定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で、検討するものとする。

3 次項に定めるもののほか、政務活動費については、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年土浦市条例第10号)の定めるところによる。

4 議員報酬及び政務活動費の条例改正議案は、直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付し

て委員会又は議員が提出するものとする。

第9章 補則

(見直し手続き)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証するものとする。

2 議会は、前項に規定する検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第3項の規定は、平成27年11月1日から施行する。

(土浦市議会定例会条例の廃止)

2 土浦市議会定例会条例(昭和31年土浦市条例第18条)は、廃止する。

議会改革推進に関する調査特別委員会の歩み

①特別委員会の設置

地方自治法の一部が改正され、議員定数の上限数の撤廃など、議会制度の充実に関する事項が盛り込まれたことから、土浦市議会においても、議会の権能を高め、議会の役割が十分に発揮できるよう、議会制度のあり方を改革するため、8名の委員による「議会改革推進に関する調査特別委員会」が、平成23年6月21日に設置されました。

②特別委員会の調査項目

当特別委員会の当初の調査項目は、議員定数・議員報酬・政務活動費・費用弁償に対する調査・検討でした。その後、土浦市議会の改革を推進するにあたり、議員自らが襟を正すために議会基本条例が必要になるとの委員発議により、議会基本条例制定に向けた検討を追加しました。そ

の他、政治倫理条例の一部改正や一問一答方式の導入、更にペーパーレス化を図るため、タブレット端末の導入の検討を調査項目に加えました。（この検討結果については、最終頁の表参照。）

③議会基本条例制定に向けて
特別委員会でも多くの時間を費やした事項は、議会基本条例の策定でした。この条例は市民に対し「開かれた議会」となることを目指すことから、市民意向調査を行うなど、市民の意見をできる限り反映するよう心掛けました。また、様々な課題解決のため、研修やすでに議会基本条例を施行している先進地の視察を行いました。そして、委

員会で議論した事について、議会内においても理解、了承してもらおうべく、議会運営委員会や全員協議会において趣旨を説明し合意形成に努めた結果、平成26年第4回定例会において全会一致で可決され、制定の運びとなりました。

特別委員会の活動状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1		伊賀市・亀山市 基本条例視察	③基本条例 報告会要項	②
2			講演会による研修	
3			③	パブリック・コメント
4		①議会基本条例骨子		
5			③・④ 広報広聴委員会 規程	パブ・コメ結果と その対応
6	特別委員会設置			所沢市議会 報告会視察
7		会派等から意見募集	会派等から意見募集	
8	これまでの取組と 今後の進め方	骨子の決定	③・④	流山市・横須賀市 議会基本条例の運用 視察
9		★中間報告★		議会基本条例の運用
10		②	全議員への説明会	
11	市民意向調査 講演会による研修 ・政治倫理条例改正 ・先進地の基本条例の調査・研究	基本条例 定数等に関する議員アンケート	③・④	議会基本条例 最終報告
12	政治倫理条例改正	陳情の審査	★中間報告★	★最終報告★ 議会基本条例上程

常任委員会等行政視察

（他市のよい事例を学ぶことができました！）

文教厚生委員会

（H26.10.27～28）

場所・内容 ◆新潟県新発田市：日本語教育について ◆新潟県長岡市：子育て駅運営事業について

議会運営委員会

（H26.11.4～5）

場所・内容 ◆岐阜県関市：議会運営全般・タブレット端末の活用、一問一答方式の運用について ◆愛知県豊明市：議会運営全般・議会基本条例の運用について

議会報編集委員会

（H26.11.6～7）

場所・内容 ◆静岡県熱海市・神奈川県小田原市：議会報編集及び議会情報発信について

土浦市議会基本条例制定

議員自ら襟を正し、土浦のために粉骨砕身の覚悟！

市民に開かれた議会へ
3つの柱！

- ① 議会報告会の開催
- ② 請願・陳情者の意見陳述
- ③ 議員間の自由討議

【議会報告会の開催】

土浦市議会基本条例第13条に「議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行う。」と定

めました。

報告会における内容は、議会の活動状況に関する事項や予算等の審議状況に関する事項のほか、テーマを設定して意見交換を行うなど、市民が議員と直接話すことができる場にしていくと検討しております。

詳細は、今後の議会運営委員会において、報告会開催に向けて重要な役割を担う広報広聴委員会の設置や、議会報告会実施要項の策定なども含め、協議していくこととなります。

【請願・陳情者の意見陳述】

今まで請願や陳情が提出された場合、議員が参考人を招致し、審査のための情報収集などを行うことはありましたが、請願者・陳情者が自ら提出した内容についての趣旨説明を申し出ることができませんでした。

しかし、本条例の第11条第2項で、「提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設

けることができる。」としたことで、請願者・陳情者が発言できるように決めました。

ただし、その運用については、委員会の円滑な運営のためのルールづくりが必要となることから、今後、議会運営委員会で協議していきます。

【議員間の自由討議】

議会（議員）にとつて議案の審議・審査をすることが重要な役割の一つであります。が、これまで市長（行政側）に対しての質疑に偏っていました。

市政を良い方向に向かわせるには、一方向的ではなく、議員相互間の自由討議によって、様々な意見を出し合ったうえで結論を見出すべきであるとの考えから、第17条に議員相互の自由討議による合意形成について決めました。

【その他、主な事項】

○一問一答方式の採用
一般質問は一括質問・一括答弁方式でしたが、一問一答の方式で行うこともできるようになりました。

次回定例会は、3月3日～17日（一般質問は9日～11日）の予定です。

【訂正】

前号214号において、議員報酬の期末手当支給率の加算率を100分の150と掲載しましたが、正しくは100分の15です。訂正し、お詫びいたします。

議会を傍聴しませんか！

市議会本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴の際は、受付（庁舎3階傍聴席入口）で住所・氏名を記入して入場してください。

インターネットで市議会の模様をご覧になれます

土浦市ホームページから「土浦市議会事務局」↓「本会議録画配信」を選択し、検索してください。

会議録については、左記の施設で2月下旬頃閲覧可能です

○土浦市立図書館○支所・出張所（南、上天津、都和、中央、神立、新治）○地区公民館（各中学校区）

議会報編集委員会

委員長	寺内 充
副委員長	井坂 正典
委員	鈴木 一彦
	中川 敬一
	矢口 清
	沼田 義雄



環境に配慮し、再生紙と植物油インキを使用しています。